

伊佐市新規就農者ガイドブック

ページ

◎ 相談 ～ 就農 ～ 経営確立までの流れ	1
◎ 農業経営の発展プロセス～ライフプランを立てよう！	2
1 農業を始める前に	3
・4つの条件	
・8つの項目をチェックしてみよう	
2 先輩新規就農者からのメッセージ	5
3 伊佐で農業をするなら	8
3-1 主な営農類型と労働時間	
3-2 農業に必要な機械など	
3-3 農地の確保について	
3-4 経営管理について	
3-5 家族経営協定を結ぼう！	
4 就農計画をたてましょう	14
5 各種研修等について	16
・各種研修など	
・指導農業士紹介	
6 支援制度について	17
・認定新規就農者制度について	
・新規就農者育成総合対策について	
・青年等就農資金について	
・農地利用効率化等支援交付金事業について	
・園芸・畜産支援について	
7 地域計画について	27
8 認定農業者制度について	28
9 農地の取得等について	30

伊佐市 担い手サポートチーム会

◇ 連絡先 ◇

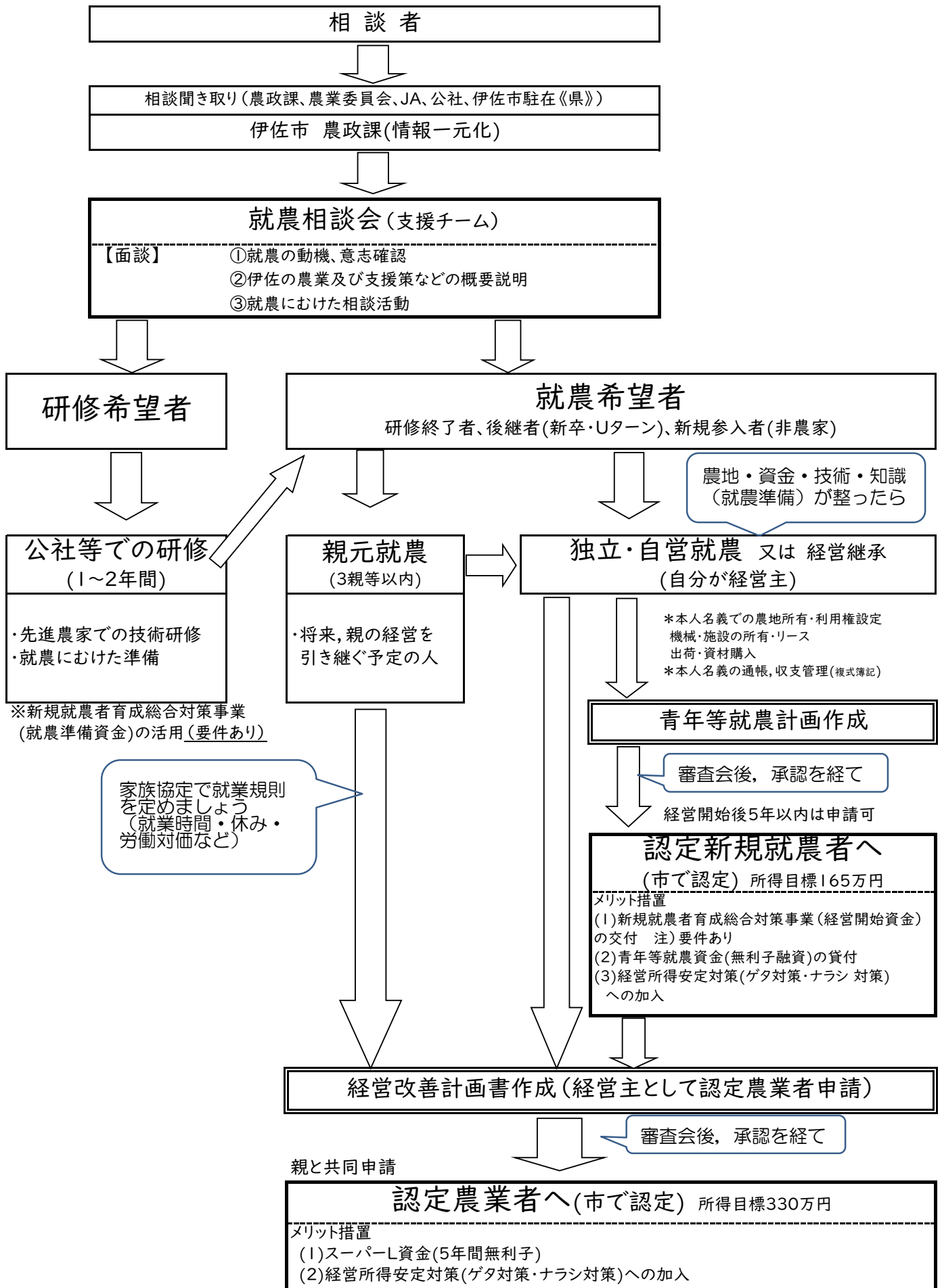
〒895-2701 伊佐市菱刈前目2106番地

伊佐市役所 農政課 担い手支援係

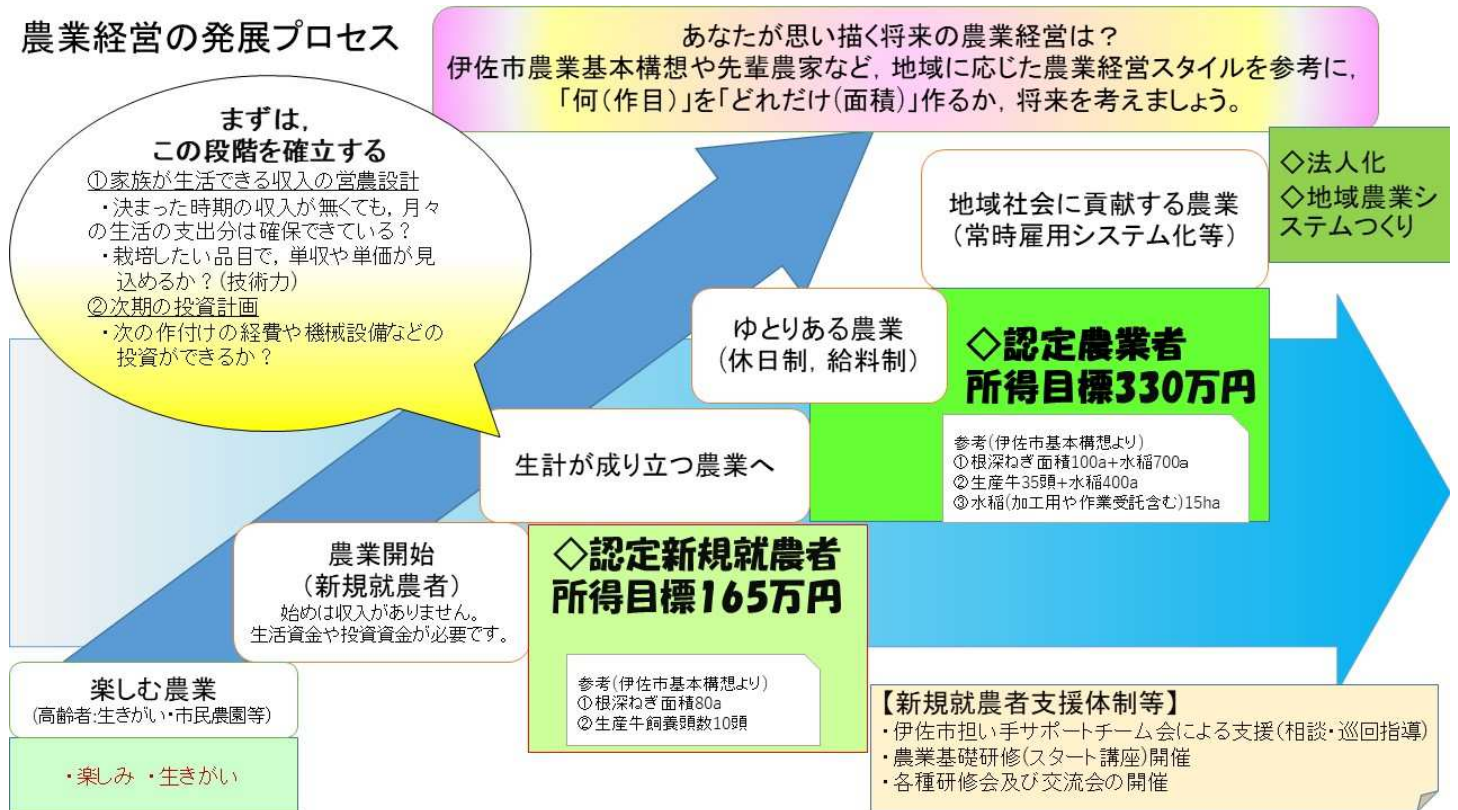
TEL0995-23-1311（内線2243・2244・2245）

令和8年5月発行

相談 ～ 就農 ～ 経営確立までの流れ



農業経営の発展プロセス



ライフプランを立てよう！

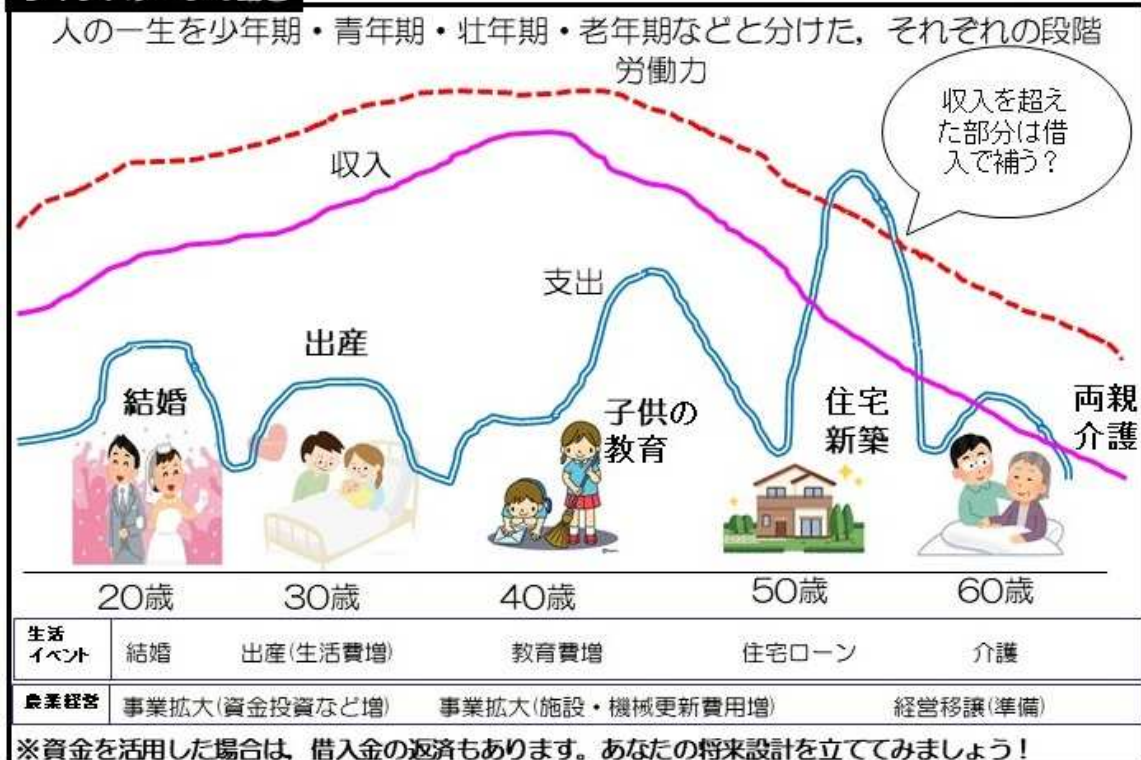
ライフプランとは

「ライフデザイン=自分の思い描く将来」を達成するための必要な資金等を準備していくための計画

ライフプラン作成の主なメリット

- ・今後を具体的にイメージでき、事業や資金対策が早めに立てられる
- ・事前に対策を立てることで、早期の問題解決や漠然とした不安を解消できる
- ・作成の段階で、様々な分野にまたがる情報や知識を習得できる

ライフステージの動き



1 農業を始める前に

独立自営就農をめざす方に求められる4つの条件

- ☐ 明確なビジョンと実現可能な具体的計画※法律を逸しない範囲の取組
- ☐ 目的（営農計画などの達成）に向かって進もうとする意欲と行動力
※指導機関のアドバイスをもとに進めましょう。
- ☐ 伊佐市の生産者や支援機関の担当者と信頼関係が築けること
※地域生産者や生産者リーダーとのコミュニケーションは大切です。農地は動かせません。
信頼を損ねると、その地域での持続した経営は難しくなります。
- ☐ 就農するための自己資金を準備していること
※当面は農業収入は見込めませんので、農業への投資資金と生活費が不可欠です。

《 農業を始める前に、8つの項目をチェックしてみましょう!! 》

□チェック1 『経営計画の具体化～将来、農業で生活できる規模は～』

～どんな農業をやりたいか。その農業で生計が立てられるのか、試算をしてみましたか？ ～

（例）根深ねぎ 60a 所得 99 万円 = 収入 371 万円 - 経費 272 万円
生活費（夫婦）240 万円（141 万円不足）※生活費が不足するので補う必要があります。

□チェック2 『経営資金や生活費の確保』

～ 事業費 0 円では開始できません。機械・施設導入経費などの初期投資、当面の運転資金が必要です。

また、収入が入るまでの生活費も準備しましょう ～

〈参考：全国平均額「新規就農者の就農実態に関する調査」（全国農業会議所・平成 28 年度）〉

○一般に農業経営で黒字になるのは3～5年目以降

○就農1年目にかかった経営費 およそ570万円

○準備した生活資金 およそ160万円



□チェック3 『農業技術や基本的な知識の習得』

習得すべき技術・知識は多岐に渡ります。知らずに始めては、赤字経営に陥る可能性大。

作物・野菜等の栽培技術 病虫害防除 土づくり(土壌・肥料) 農業機械(農作業安全) 飼養管理(畜産) 農業経営(複式簿記, 営農・生活設計) 農業制度資金 農業施策等

また、農業経営には多くの法律等が関係します。農薬散布など基準に従い、適正に守りましょう、生産物を個人で販売する際は、その表示が適正か、確認が必要な場合もあります。

(禁止表示の一例)『この野菜は「無農薬(減農薬)」で作りました』

※特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(農林水産省)より
優良誤認となるため、「無農薬(減農薬)」「無化学肥料(減科学肥料)」は禁止事項です。

禁止事項

□チェック4 『農地の取得』

農地には、複雑な権利が絡む場合もあるため、農業委員会や農地中間管理機構の仲介で契約し、農地法等における許可を受けましょう。

また、契約前に農地の状況を確認しましょう。その後の収量や農作業に大きく影響します。

○土壌条件(排水、土質、水利)、気象条件(日照、気温、風向きなど)

○立地条件(農道、住宅地※臭いなど公害クレーム、近隣の農業者※農薬ドリフト影響など)

□チェック5 『地域とのコミュニケーション』

「農業用水の共同作業」や「農薬散布時の協力※近隣にドリフトの迷惑がかからないよう互いの協力」など、農業経営上のコミュニケーションが求められます。

★地域内での良好な関係を築くことは、規模拡大を進める上でも、農地の情報が手に入りやすくなるなど、農業での成功の近道となります。

□チェック6 『農業機械と施設の取得』

農業機械や施設導入は、大きな投資を伴うので、購入時期を慎重に考えましょう。

- ① 使用頻度が少ない機械は、作業受託の検討または他の生産者から貸借する。
- ② 中古品の活用(信頼できる業者や離農予定の農業者などの情報収集)。

□チェック7 『家族の同意』

家族が一番の支えであり、協力者になります。融資を受ける際の資金等の保証人になってもらう場合もあります。

□チェック8 『住宅の確保』

住宅は、農地に近い方が便利です。しかし、通学など、家族の生活面も考慮しましょう。

2 先輩新規就農者からのメッセージ（他地区事例）

★始良地域 A さん【新規参入 野菜（有機栽培等）】



就農のきっかけ

仕事の都合で妻子との時間が持てなかった。就農相談で農業者不足の状況を知り、「日本農業に革命を！」との使命感を持つ。妻の理解があった。

就農してよかったこと

人間の命をつなぐ物を作り出せること。文化・創造・景観・農村等のつなぎ役・要になる大事な職業であることを実感できるところ。

苦労したこと

農地の確保と栽培技術の習得に苦労した。

☆新規就農者を目指す人へのアドバイス

理想や夢を抱きながら自給自足をしたいのは皆同じです。家族があり、生きていかなければなりません。それが現実です。理想や夢を追いかけるのは子育てが落ち着き、自分達だけの技術が確立してからです。

★肝属地域 K さん【新規参入 野菜（ピーマン）】



就農のきっかけ

農業に就きたいという夢をあきらめきれず退社。新規就農者を受け入れる市の制度を知り、ピーマンを研修。農家で実践的な技術を学び、補助事業等を活用して施設を整備。

就農してよかったこと

自分の裁量で時間を自由に使えるところがよく、会社勤めのときよりもストレスが少ない。農閑期に旅行に行くことを毎年の楽しみにしている。

苦労したこと

一年間の研修では、技術的に戸惑うことがあった。自分でする以上に雇用管理の難しさを感じた。

☆新規就農者を目指す人へのアドバイス

未経験のまま農業に飛び込むのは無謀です。趣味でなく生業とするのであれば、研修制度のある市町村でサポートをしていただける場所がおすすめです。

★川薩地域 F さん【Uターン 野菜（いちご等）】



就農のきっかけ
漠然とあった「農業をしたい」という思いを妻に相談したところ、「やるなら早い方がいい」という結論に達し、Uターンと就農を決意した。

就農してよかったこと
野菜や果物などを頂いたらお返しをし、あげたらお返しをされたりなどの地域との交流があるところ。

苦労したこと
お金のことで心配することが多い。就農前に思っていたほど、収益をあげられない。



☆新規就農者を目指す人へのアドバイス

就農は経営者になることなので、自分でお金の流れを把握することが大切。人間関係も大事で、地域に溶け込み、周りの人に自分を知ってもらう努力が必要です。

★南薩地域 S さん【Uターン 野菜（キャベツ等）】



就農のきっかけ
父の定年を機に帰郷し就農。市農業開発センターで一年間研修を受けた。研修先では栽培技術を学べ、就農後に農業機械をリースしてくれる制度などが心強かった。

就農してよかったこと
自分で頑張った分だけ収益に繋がる。消防団活動などの地域活動での活動で、人を知るきっかけとなり、いろいろな情報を得られる。

苦労したこと
自然災害等があり、価格の変動が大きい。



☆新規就農者を目指す人へのアドバイス

情報をたくさん取れるようにすること。そのためには、自分から進んで周りの農家や関係機関と人間関係を築くことが大切です。

<各相談窓口はこちら>

機 関 名	相 談 内 容	住所・連絡先
伊佐市農政課 (伊佐市役所菱刈庁舎 2 階)	・新規就農相談の総合窓口 ・関係機関との連絡調整 ・補助事業等の導入に関すること	〒895-2701 伊佐市菱刈前目2106 TEL:0995-23-1311 FAX:0995-26-1202
伊佐市農業委員会 (伊佐市役所菱刈庁舎 1 階)	・農地の取得等に関すること ・農業経営・法人に関すること ・家族経営協定に関すること	〒895-2701 伊佐市菱刈前目2106 TEL:0995-23-1311 FAX:0995-26-1202
公益社団法人 伊佐農業公社	・農業研修生の受入等に関すること	〒895-2522 伊佐市大口大島1109 TEL:0995-22-5581 FAX:0995-28-0128
JA北さつま ○生産部農産園芸課 伊佐営農センター ○伊佐総合支所 金融共済課	・営農技術・農産物の販売に関すること ・資材・農機具の購入や資金借入に関すること	〒895-2513 伊佐市大口上町30-6 ○営農センター TEL:0995-24-2610 ○金融共済課 TEL:0995-24-2605 FAX:0995-22-2139
JA北さつま 畜産部伊佐駐在	・畜産に関すること	〒895-2703 伊佐市菱刈花北15-2 TEL:0995-26-3611
始良・伊佐地域振興局 農政普及課 伊佐市駐在 (始良・伊佐地域振興局 伊佐庁舎 2 階)	・経営計画作成等に関すること ・農業経営・栽培技術に関すること ・家族経営協定に関すること	〒895-2511 伊佐市大口里53-1 ○経営普及グループ TEL:0995-23-5129 ○技術普及グループ TEL:0995-23-5127 FAX:0995-23-5137
鹿児島県農業共済組合 中部支所 伊佐事務所	・農業共済制度に関すること	〒895-2703 伊佐市菱刈花北45-2 TEL:0995-26-3131

3 伊佐で農業をするなら・・・

3-1 主な営農類型と労働時間

～新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標～

年間所得目標（経営開始から5年後）： 165万円
年間労働時間の目標： 2,000時間

営農類型	経営規模	生産方式
水稻専作	<作付面積等> 普通期水稻(中規模) 7.0ha 普通期水稻(収穫作業受託) 7.5ha <経営規模> 7.0ha	<主な資本装備> 乗用田植機 6条 コンバイン 3条 <その他> ・ほ場の集団化 ・グレンタンク方式
露地野菜 1品目	<作付面積等> 根深ねぎ 0.8ha <経営規模> 0.8ha	<主な資本装備> トラクター 管理機 <その他> ・ねぎの育苗定植委託 ・ほ場の集団化
露地野菜 2品目	<作付面積等> 根深ねぎ 0.6ha かぼちゃ 0.4ha <経営規模> 1.0ha	<主な資本装備> トラクター 管理機 茎葉処理機 マルチャー <その他> ・ねぎの育苗定植委託 ・かぼちゃの育苗委託 ・ほ場の集団化
	<作付面積等> かぼちゃ 0.8ha ごぼう 1.5ha <経営規模> 2.3ha	<主な資本装備> トラクター 管理機 マルチャー <その他> ・かぼちゃの育苗委託 ・ほ場の集団化
生産牛専作	<作付面積等> 生産牛 20頭 <経営規模> 牛舎面積 350㎡	<主な資本装備> 簡易開放牛舎 堆肥舎 トラクター ※コントラクター利用等により、初期投資(農業機械等)・労働時間の圧縮を図る。 <その他> ・良質飼料の確保

(1) 経営管理の方法

- ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質改善を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- オ 資金の有効活用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- キ 経営規模の拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。

(2) 農業従事の態様

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険個所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労働保険に加入する。
- キ 作業場等に休憩室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。

参考：農業経営基盤の強化の促進に関する伊佐市基本的な構想より抜粋

伊佐市の主な農業経営の特徴について

耕地面積の7割を水田が占める伊佐市では、水稻と園芸の組み合わせや生産牛の経営が主体となっています。

新規参入では、露地野菜(根深ねぎ)の経営が増えています。

〈伊佐市の主な営農類型〉

新たに農業を営もうとする青年等が目標とする農業経営の指標

◇肉用牛繁殖経営	飼養頭数	20頭
◇水稻	面積	水稻作付け7ha、収穫受託作業7.5ha
◇露地野菜(根深ねぎ)	面積	80a(3月、7月、11月に定植時期を分散)

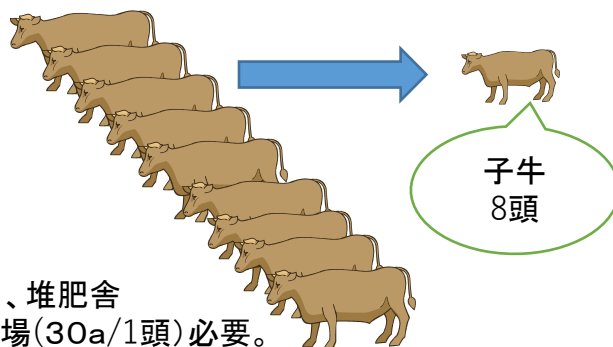
主な営農類型の収益や労働時間を見てみましょう

生産牛

1 収益についての考え方

生産牛10頭あたり生産量(出荷頭数)8頭
所得金額 120万円(15万円/頭)
※販売単価60万円/1頭、経費45万円/1頭
労働力1人あたり繁殖牛30頭程度まで

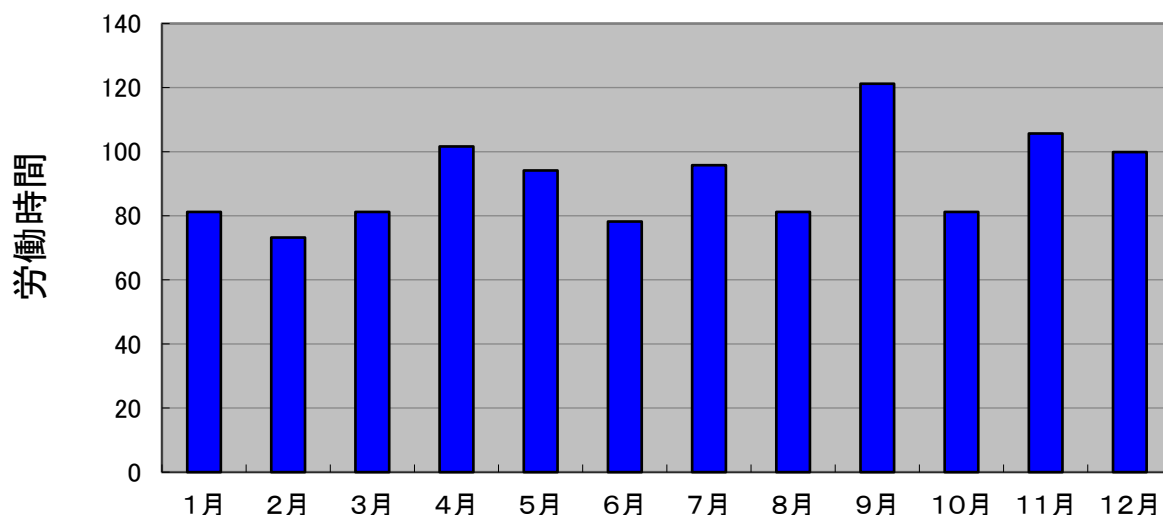
10頭の母牛から、生まれた子牛のうち8頭を出荷



2 施設や機械など必要な装備

・牛舎(繁殖牛舎、育成牛舎、分娩舎、哺育舎)、堆肥舎
※その他、自給粗飼料生産の場合は、飼料ほ場(30a/1頭)必要。

畜産(生産牛20頭)にかかる労働時間の合計



普通期水稻

1 収益についての考え方

水稻作 518kg/10aあたり

所得金額 4.1万円(7ha規模 玄米価格6、450円/30kg袋の場合)

労働力 2人

2 施設や機械など必要な装備

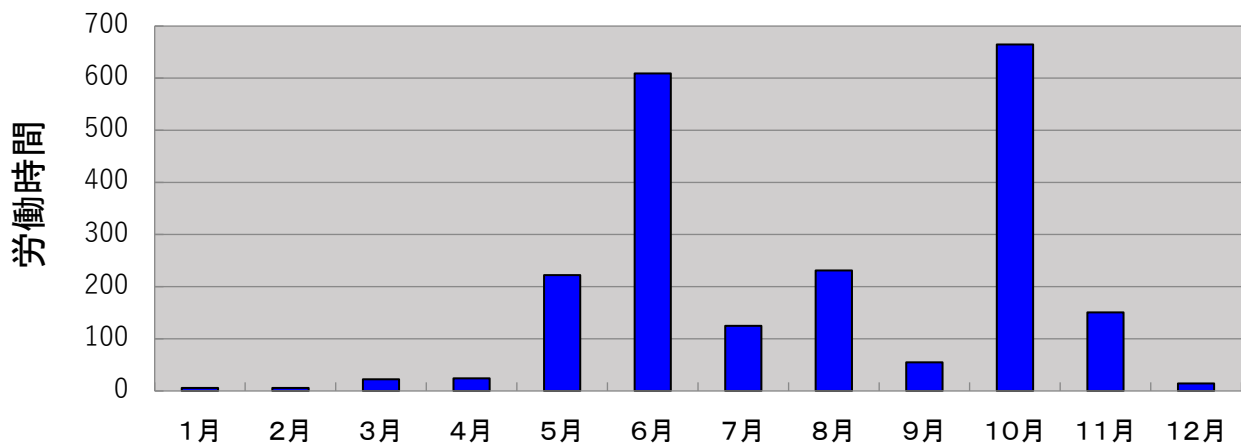
・施設設備(トラクター、ロータリー、田植機、動ふん、コンバイン、乾燥機、粃すり機、機械倉庫頭

3 伊佐の品種の特徴 ※定植時期や収穫時期が品種で異なります。

・ヒノヒカリ 良食味だが、倒伏しやすく、いもち病に弱い

・あきほなみ 良食味で倒伏しにくい、トビイロウンカの被害を受けやすい。

水稻専作(作付け7ha+収穫作業受託7.5ha)労働時間合計



根深ねぎ

1 収益についての考え方

収量 2、400kg/10aあたり

所得金額 16.6万円

労働力 2人

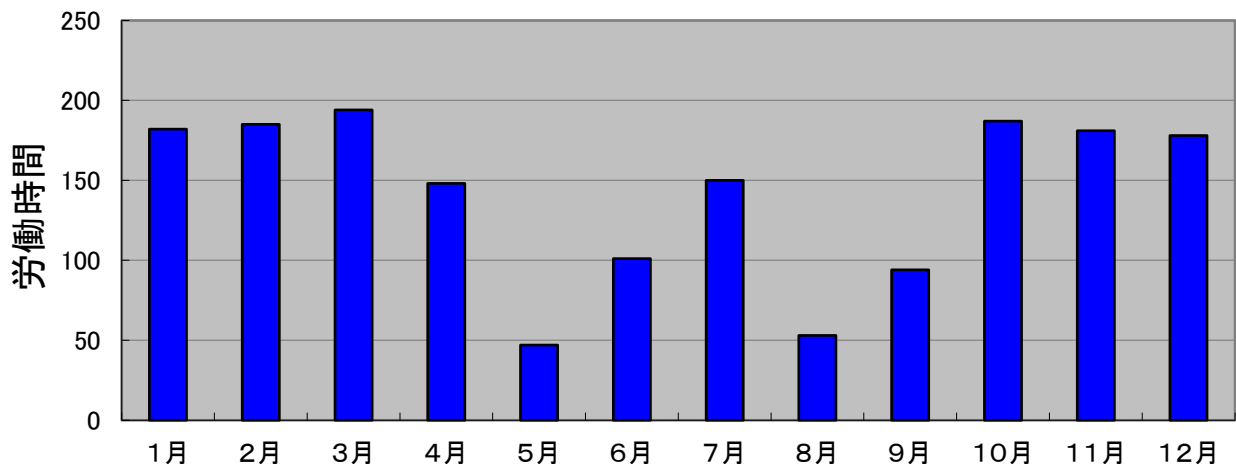
2 施設や機械など必要な装備

育苗ハウス、トラクター、管理機、収穫作業機、皮むき器、コンプレッサー

3 伊佐の品種の特徴 ※定植時期や収穫時期が異なります。

・夏扇3号、夏扇4号、春扇、夏の宝山など

根深ねぎ栽培(面積80a)における労働時間の合計



3-2 農業に必要な機械など

農業経営において、機械・施設等が必要になります。作目や規模により使用する機械・施設等は大きく変わってきます。

大事なことは、自分の経営規模に合った適正能力のものを使用することです。

新規参入者の場合、就農当初は、思わぬ様々な出費なども考えられます。最初は、必要最小限の機械、施設を考えましょう。

負担を軽減するために、中古品やリース、または信頼のおける人から安くゆずってもらうなどの方法も検討しましょう。

道具は、長く使うことを考えましょう！

機械・施設名	型式・能力等	価格(円) あくまでも参考	備考
<水稻>			7ha水稻作付け、 7.5ha作業受託の 場合 一般的なもの
トラクター	31PS	400万	
田植機	6条	250万	
コンバイン	3条刈り	600万	
ロータリー	作業幅160cm	40万	
代かきハロー	// 260cm	80万	
水稻は種機	全自動	25万	
ブロードキャスター		25万	
軽トラック		100万	
乾燥・調整施設一式 (倉庫含む)		300万	
合計		1,820万	
<根深ねぎ>			伊佐で一般的なもの 根切りして浮かすタイプ
管理機		30万	
収穫機		30万	
皮むき機		30万	
コンプレッサー		30万	
根葉切り機		50万	
結束機		15万	
合計		185万	
<ごぼう>			洗いごぼう出荷の場合
深耕ロータリー		50万	
土壌消毒機		30万	
畝立・は種・マルチ機		40万	
掘取機		50万	
洗浄機		100万	
選別機		180万	
合計		450万	
<野菜共通>			
動噴		50万	
軽トラック		100万	
合計		150万	

機械・施設名	型式・能力等	価格(円) あくまでも参考	備考
<かぼちゃ> かぼちゃみがき機		30万	15a KPハウス 2連
<にがうり> ハウス(6m×83m×3棟)		210万	
<畜産>			
トラクター	36~42PS	500万	
ロータリー		50万	
モア		50万	
ヘイメイカー		40万	
ロールベラー(90cm)		250万	
ラッピングマシーン		180万	
簡易牛舎	25頭規模	500万	
堆肥舎		200万	
合計		1,770万	

3-3 農地の確保について

<農業を開始しようとする方>

伊佐市の農家台帳に登録されることが必要。

※取得(購入)の場合の下限面積:30a

※耕作する権利の取得(利用権設定)の場合、下限面積なし。

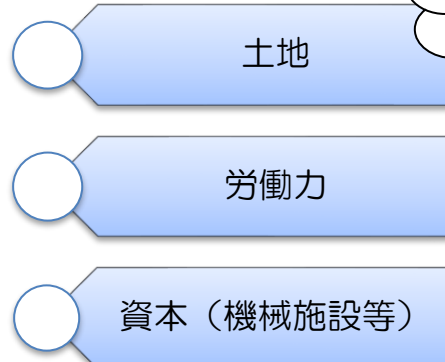
詳しくは農業委員会へご相談ください。

3-4 経営管理について

<簿記記帳が初めての方>

売上と経費を手書きで記帳する**単式簿記**が簡単。

財務状況の管理や経営分析・診断のためには、パソコンを活用した**複式簿記**が非常に有効。



3つをうまく活用
していかには所得を
上げるかが重要!!

3-5 家族経営協定を結ぼう！

家族経営協定とは

農業経営にたずさわる各世帯員(夫婦、経営主夫婦＋後継者夫婦 等)が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営指針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

～こんな効果が期待できます！～

家族全員の経営意識の向上、責任とやりがい、
役割分担による経営の合理化、スムーズな経営移譲
など



家族経営協定を結ぶ手順

- ①【まずは話し合い】
家族の就業・生活をめぐる課題や農業経営の計画を明らかにする
- ②【対応策を考える】
問題点・課題の解決や目標樹立のために、どのような取り決め(ルール)が必要か
- ③【協定を結ぶ】
ルールを確かなものにするために、第三者(市、農業委員会、県等)の立会人のもとで協定を結ぶ
- ④【協定の実行と見直し】
結んだ内容が実行されているか定期的に点検(年1回は話し合い)、見直しを行う

家族経営協定の制度上のメリット

※各制度の利用には、一定の要件あり

【認定農業者制度】

夫婦等による農業経営改善計画の認定の共同申請ができる。
(女性農業者、農業後継者も経営主とともに認定農業者になることが可能)

【農業者年金】

認定農業者もしくは認定新規就農者で、かつ青色申告をしている者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者は、保険料に対する国庫補助を受けられる。

- ①35歳未満……掛金20,000円に対し10,000円(50%)補助
- ②35歳以上……掛金20,000円に対し 6,000円(30%)補助

【農業近代化資金・経営体育成強化資金】

経営主以外でも、女性農業者や農業後継者が、制度資金の貸付対象になれる。

【新規就農者育成総合対策(経営開始資金)】

夫婦共に就農する場合で、家族経営協定＋夫婦共に人・農地プランへの位置付けがある場合は、当資金を夫婦で1.5人分(225万円)交付される。

4 就農計画をたてましょう

4-1 就農計画の必要性

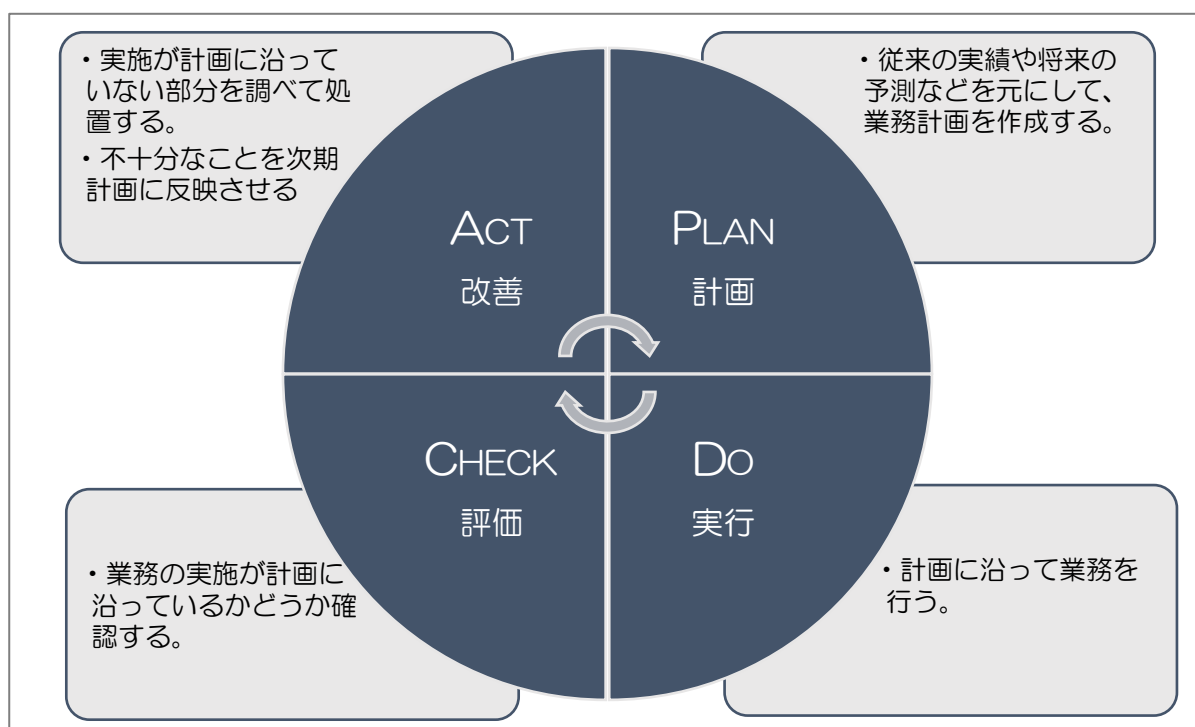
農業を始めるにあたり、将来の目標となる大切な計画です。農業経営は、無計画、ドンブリ勘定では成り立ちません。



目標となる明確な数字を立て、それに向かって何が必要か、何をしなければならぬか、また、それに必要な『農地』『機械』『資金』『労働力』など、実現可能な計画を考えましょう。

計画（Plan）を立て、実行（Do）し、評価（Check）し、改善（Act）することで、よりよい農業経営となり、目標の達成（事業・業務の達成）につながります。

PDCA サイクルを意識して生産性を向上させましょう！



4-2 青年等就農計画について

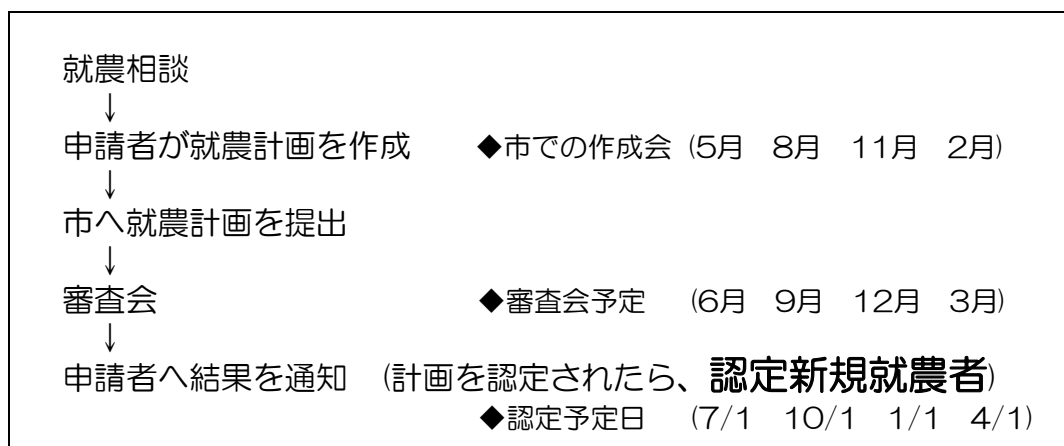
◇青年等就農計画とは・・・

青年等就農計画制度は農業経営基盤強化促進法に位置づけられ、新たに農業を始める方が作成する計画を市町村長が認定。認定新規就農者には、早期の経営安定に向けたメリット措置があります。

<対象者>

- 1 青年(原則18歳以上45歳未満)
- 2 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)
- 3 上記の者が役員の過半を占める法人
(農業経営開始後5年程度までの者を含むが、認定農業者は含まない)

<青年等就農計画の作成・認定の流れ>



<制度のメリット>

- 1 青年等就農資金の活用
就農当初に必要な施設整備、営農資金として無利子資金の融資が受けられます。
- 2 農業次世代人材投資資金（経営開始型）制度の活用
- 3 各補助事業等の活用
- 4 関係機関の総合的なフォローアップ

5 各種研修等について

就農後も農業技術・経営管理のノウハウを積極的に学びましょう
また、地域に溶け込み、地域に根ざした農業者を目指しましょう・・・

《各種研修など・・・》

研修名	内 容	問い合わせ先等
各生産部会・振興会 主催の研修会	・品目毎の組織等で行う技術研修会	JA北さつま 伊佐市農政課
伊佐スタート講座	・農業技術(基礎・専門)の講座 野菜・水稲・畜産部門 ・経営講座	始良・伊佐地域振 興局農政普及課伊 佐市駐在
農業機械化研修 (農業大学校で実施)	・農業機械士養成研修(1週間) 「農業機械士」と「大型特殊免許農 耕者限定」の資格取得 ・農業機械士応用研修(1週間) 「けん引免許農耕者限定」の資 格を取得	伊佐市農政課 農業政策係

《ベテラン農家の知恵を借りよう・・・》

地域でモデル的な経営をされ、新規就農者や青年農業者の育成に対して、熱意と指導力のある人が、県知事から「指導農業士」として認定されています。

指導農業士は、新規就農者や青年農業者に対して、農業技術や農業経営に関する様々なアドバイスを行っています。就農して間もない方、不安に思っている事

☆悩んでいる事があったら、地域の先輩農業者である指導農業士にぜひ相談してみてください。

<伊佐地区指導農業士の紹介>

氏 名	基幹作目	住 所
川原 慎一郎	生産牛	伊佐市大口針持
島田 省悟	生産牛・水稲	伊佐市大口鳥巢
大塚 聖作	水稲・野菜	伊佐市菱刈田中
井立田 正	水稲・野菜	伊佐市大口山野
出水 美代子	トマト・水稲	伊佐市大口平出水

6 支援制度について

認定新規就農者制度について

1 認定新規就農者とは？

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、伊佐市から、自らの農業経営目標などを記した青年等就農計画の認定を受けた方のことです。

※青年等就農計画の対象者

伊佐市の区域内において、新たに農業経営を営もうとする青年等で、青年等就農計画を作成して、伊佐市から認定を受けることを希望する者。

※青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）、知識・技能を有する者（65 歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから、一定期間（5 年）以内のものを含み、認定農業者を除く。

認定要件

計画が伊佐市の基本構想に照らして適切であること。

計画が達成される見込みが確実であること。

・目標年間農業所得 165 万円（経営開始から 5 年後）

・目標年間労働時間 2,000 時間

2 認定新規就農者になるとこんなメリットがあります

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の給付（要件を満たす方）

青年等就農資金（無利子融資）の貸付け

経営所得安定対策（ゲタ対策・ナラシ対策）への加入

認定の流れ

新規就農者自らが
青年等就農計画を作成



伊佐市へ申請
伊佐市が認定



認定新規就農者

作成会

5月 8月 11月 2月

審査会

6月 9月 12月 3月

認定日

7/1 10/1 1/1 4/1

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2244）

個人

補助・
交付金

研修期間の生活安定及び就農直後の経営確立を支援します。

<事業名：新規就農者育成総合対策（就農準備資金、経営開始資金）>

随時申請受付中

支援内容

○新規就農者育成総合対策（就農準備資金）

交付額

年間165万円（最長2年間）

※海外研修を行う場合1年延長あり

（対象者）

県農業大学校や県が指定する研修機関で研修を受ける人で、以下の要件を満たす人

（主な交付要件）

- ① 原則として就農予定時の年齢が50歳未満の人
- ② 都道府県が認める研修機関で概ね1年以上研修する人
- ③ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- ④ 研修終了後1年以内に50歳未満で就農する以下のいずれかの人
 - ・ 自ら農業経営を行う人
 - ・ 農業法人に雇用されて就農する人
 - ・ 親元就農し、就農後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる人
 - ・ 独立・自営就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者になる人



問い合わせ先

鹿児島県始良・伊佐地域振興局
農政普及課伊佐市駐在 TEL 0995-23-5127

支援内容

○新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

交付額

年間165万円（最長3年間）

（対象者）

農業を始めてから経営が確立するまでの人で、以下の要件を全て満たす人

（交付要件）

- ① 原則として50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者
- ② 就農する市町村の目標地図又は「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられている人（見込みも可）
または農地中間管理機構から農地を借り受けている人
- ③ 原則として前年の世帯所得が600万円以下の人
- ④ 経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入など）を負うと市町村に認められる必要があります。

※新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の受給を要件とはしていません。

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243、2244、2245）

→ 就農後の経営発展を支援します。

＜事業名：新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）＞

支援内容

○新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）

支援額

補助対象事業費上限：1,000万円

※「経営開始資金」の交付対象者は：500万円

補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

（対象者） 原則として50歳未満で令和7年度以降に農業経営開始の認定新規就農者
（対象経費）

機械（軽トラックを除く）施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料

*取組計画に応じた事業採択方式

*令和6年度以前に経営を開始した人は対象になりません

*その他要件があります（詳細についてはお問い合わせください。）

*自己負担分は資金借入れとなります。

例）1,000万円の機械を購入する場合

⇒最大、県が 250万円補助

国が 500万円補助

申請者が250万円自己負担

（250万円は資金借入れ）



→ 地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援します。

＜事業名：経営継承・発展等支援事業＞

○経営継承・発展等支援事業

交付額

上限100万円

（対象者） 地域に位置付けられ、地域農業の担い手※の先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）から経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者等（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません。）

※地域農業の担い手とは、市町村長が地域農業の維持・発展に重要な発展を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者をいいます。

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243、2244、2245）

個人

法人

貸付

施設・機械の購入等に必要な資金を確保したい <事業名：青年等就農資金>

支援内容

随時申請受付中

新たに農業経営を営もうとする認定農業者（市から青年等就農計画の認定を受けた人）等に、無利子の資金を貸し付けます。

1 対象者（認定新規就農者）

- ア 原則18歳以上45歳未満の青年
- イ 知識・技能を有する65歳未満の人
- ウ 上記ア・イの者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く。

2 借入条件等

- (1) 資金使途：施設、機械の取得等
（農地等の取得は除く）
- (2) **貸付利率：無利子(期限内)※注**
- (3) 借入限度額：3,700万円(特認1億円)
- (4) 償還期限：17年以内（使途で変わる）
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人
（例外有り）

※注 資金計画のとおり償還日に返済できなければ、
その分に対して遅延金が発生

3 取扱金融機関

株式会社 日本政策金融公庫
鹿児島支店
099-805-0512

<資金使途の例>

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243、2244、2245）

※新規就農のための各種支援策については、「農業を始めたい皆さんを応援します！」でご案内しています。

(URL) http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html

農業を始めたい皆さんを
応援します！

クリック！

青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」でつながろう！

「一農（いちのう）ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながる、はじめてのネットワークです。

青年新規就農者や農業法人で働く若い皆さん、就農希望の若者、また、そんな若者を応援する人ならどなたでも参加いただけます。

まずはこちら↓から、メルマガ登録！！

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

QRコードでwebサイトを
表示できます



個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

融資で農業用機械・施設を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。

＜事業名：農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）＞

支援内容

地域計画に位置付けられた経営体等が融資を活用して、農業用機械・施設等※¹を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の3/10※²までを上限として助成します。

補助額

事業費の10分の3以内、上限300万円

※¹ 耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの

（中古機械及び中古施設は、使用可能と認められる年数が2年以上のもの）

※² 補助率は、以下の①～③のいずれか最も低い額

① 事業費×3/10

② 融資額

③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

例) 1,000万円のトラクターを個人で購入するために、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合

① $1,000\text{万} \times 3/10 = 300\text{万}$

② 融資額600万

③ $1,000\text{万} - 600\text{万} = 400\text{万}$

最も低い額 = 300万補助

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243、2244、2245）

重点作物（根深ねぎ・かぼちゃ・にがうり・トマト・水田ごぼう・さといも）の新規栽培や面積拡大に取り組む農業者を支援します。

＜事業名：伊佐市園芸産地継続支援事業＞

①育苗に必要な支援

対象者

園芸作物の新規栽培（10a以上）や
面積拡大（10a以上増）に取り組む農業者

対象経費

種子代・育苗資材経費・苗購入費に係る経費（上限30a）

補助率

1／2以内（上限15万円）

②作付け準備等に必要な機械導入支援

対象者

- ・園芸作物の栽培面積が10a以上(かぼちゃは30a以上)に取り組む農業者または法人
- ・園芸作物の栽培面積が20a以上(かぼちゃは60a以上)に取り組む3戸以上の農業者で組織する団体

対象経費

20万円以上の機械導入に要する経費(設置費含む)

補助率

1／2以内（上限50万円）

＜①②共通の要件等＞

交付要件

・補助金の交付を受けた年度から継続して3年以上、販売を目的に園芸作物を生産すること

申請書類

・交付申請書 ・事業計画(実績)書 ・収支予算(実績)書
・見積書の写し ・領収書 ・写真(ほ場・機械等)

提出期限

令和9年3月15日まで

提出・問い合わせ先

伊佐市役所 農政課 農業政策係 0995-23-1311（内線2246、2247）

畜産経営に安定して取り組みたい

個人

法人

貸付

畜産経営において繁殖雌牛の導入を支援します。

＜事業名：伊佐市肉用牛規模拡大事業＞

随時申請受付中

対 象 者

市税の納入及び申告状況が良好な人で貸付が必要な人

支援内容

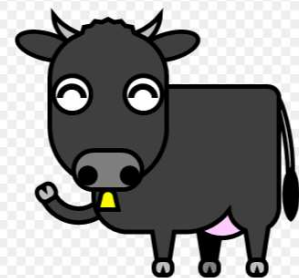
1. 市が繁殖雌牛を導入し、農家に貸し付けます。
2. 一定期間貸付け、償還終了時に農家に譲渡します。自家保留牛も対象となります。

◆育成牛（4か月以上～18か月未満）は6年間貸付

◆成牛（18か月以上～4歳未満）は3年間貸付

◆1頭あたりの貸付上限額 50万円（最大8頭分）

・ 飼養頭数 1 頭以上	1 頭分貸付	（ 50万円まで）
・ " 3 頭以上	2 頭分貸付	（100万円まで）
・ " 5 頭以上	3 頭分貸付	（150万円まで）
・ " 10 頭以上	4 頭分貸付	（200万円まで）
・ " 15 頭以上	5 頭分貸付	（250万円まで）
・ " 20 頭以上	6 頭分貸付	（300万円まで）
・ " 30 頭以上	7 頭分貸付	（350万円まで）
・ " 40 頭以上	8 頭分貸付	（400万円まで）



問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 0995-26-1235 (直通)

商品価値の高い子牛の生産を支援します。

〈伊佐市特定優良種雌牛保留導入事業〉

支援内容

肉用牛の増頭及び維持で市場の出場頭数の安定化を図り、且つ、質の高い雌子牛を市内に保留・導入する者に補助金を交付します。

要件

- ①薩摩中央家畜市場に出場する子牛で、子牛展示会（さつま町・薩摩川内市）・品評会（伊佐市）において保留牛及び秀賞牛に指定された産子である。
- ②市税の納入状況が良好な人。
- ③対象牛は特別な理由がない限り3年間以上飼養することができる人。

補助金

品評会等で保留牛に指定され自家保留した場合。	15万円
品評会等で秀賞牛に指定され自家保留した場合。	7万円
品評会等で保留牛又は秀賞牛に指定され、市場で導入（本人を含む）した場合及び月雌平均価格との差が1万以上あった場合。（消費税は含まない）	平均価格との差額の1万円未満を切り捨てた額（上限20万円）

その他

1 農家に年間5頭まで



問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 0995-26-1235（直通）



飼料基盤の開発整備と合わせて、大規模な畜舎など施設の整備を支援します。
〈畜産基盤再編総合整備事業〉

支援内容

- 1 100 a 以上の飼料畑造成と合わせて、畜産用施設の整備や農機具等の導入に対して、その経費の72.5%以内で助成します。
- 2 施設の構造など畜産農家の要望を聞きながら、鹿児島県地域振興公社が事業を実施し、完成後に引き渡しを行います。



繁殖牛飼養農家の収益向上や飼養環境改善（分娩室や子牛育成牛舎）のための牛舎整備を支援します。

〈牛舎施設整備事業〉

随時申請受付

対象者

市税の納入状況が良好な人でおおむね5年以内に建築面積に応じた規模拡大が見込まれる者。若しくは分娩牛舎や子牛育成牛舎を整備することにより収益性の向上が見込まれる人。

支援内容

1. 牛舎設置及び施設整備
対象事業費の1/3以内の額（上限50万円）
2. 発情発見器及び分娩監視装置（一式）
対象事業費の1/3以内の額：（上限20万円）

※ 農地転用申請や農業制度資金の活用には、
「環境保全に関する意見書」の添付（期間を要します）が必要になります。
お早目に畜産係へご相談ください。



問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 0995-26-1235（直通）



家畜排せつ物処理施設（運搬等機械を含む）の整備を支援します。
〈資源リサイクル畜産環境整備事業〉

支援内容

- 1 堆肥舎やショベルローダー、マニアスプレッダー等を整備することができます。
- 2 施設の構造など畜産農家の要望を聞きながら、鹿児島県地域振興公社が事業を実施し、完成後に引き渡しを行います。



地域の中心的な畜産経営体の施設整備等や機械装置の導入を支援します。
〈畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業〉

支援内容

- 1 施設整備事業（補助上限 1 / 2 以内）
 - ・規模拡大に必要な家畜飼養管理施設等の整備や施設の補改修
 - ・家畜の導入（農協が畜舎と一体的に貸付けを行う場合のみ）

家畜導入補助上限は、妊娠牛27.5万円、繁殖用子牛17.5万円

※対象農家：法人経営又は次の要件を満たす家族経営者
（①青色申告、②後継者あり又は経営主が45歳未満、③知事特認）
- 2 機械導入事業（補助上限 1 / 2 以内）

生産コストの低減や飼料自給率並びに収益性の向上等に資する機械装置をリース方式により導入する場合に助成
（※認定農業者である必要があります。）

例）換気装置、自動給餌機、分娩監視装置、飼料収穫機等

本事業は、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって収益性の向上を目的とする伊佐市畜産クラスター協議会（事務局は市農政課畜産係）の定める「畜産クラスター計画」に、中心的な経営体として位置づけられる必要があります。



問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 0995-26-1235（直通）

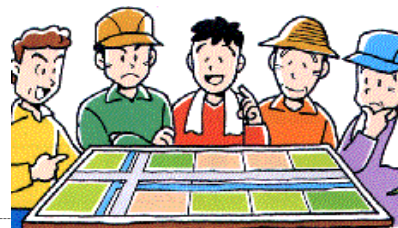
個人

法人

集落
営農

地域の話し合い活動によって校区ごとに定められた『地域計画』に基づき、様々な支援を受けることができます。

地域計画について



地域計画は、概ね10年後の農地利用の姿を明確化した設計図です。将来、地域の農地は誰が利用し、どのように維持・発展していくか等について、地域の農地所有者や担い手のほか、地域住民なども交えた話し合いを行い、意見をとりまとめ作成するものです。

- ・10年後にめざす地域の農地利用の姿(目標地図)
- ・農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ・農用地の集積・集約化の取組
- ・農業用施設の整備に関する取組
- ・農作業委託等の活用方針

支援内容

地域計画に位置付けられると、次のような支援を受けることができます。

- ◎新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
（原則50歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する人）  18ページ
- ◎経営継承・発展等支援事業
後継者が経営を継承し発展させる取組を支援  19ページ
- ◎集落営農連携促進等事業
集落営農の連携・合併による効率的な生産・販売体制の支援  お問い合わせください
- ◎農地利用効率化等支援交付金
経営体等の農業用機械や施設等の導入に対する支援  21ページ

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243、2244、2245）

1 認定農業者制度とは？

農業経営基盤強化促進法に基づき、伊佐市が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定する制度です。

2 認定基準とは？

※ 5年後の目標に向けた取組の評価を行います。

- * 計画が「伊佐市基本構想」に照らして適切なものであること。
- * 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- * 計画が達成される見込みが確実であること。

<5年後の目標>

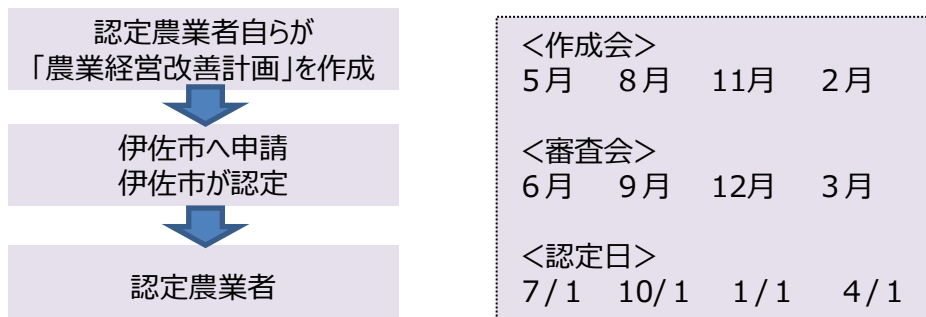
☆ 年間農業所得 … 330万円 ☆ 年間労働時間 … 2,000時間

3 認定の手続きとは？

認定を受けようとする農業者は、伊佐市に次のような内容を記載した「農業経営改善計画」を提出し、伊佐市が計画を認定する事になります。

- ① 経営規模の拡大に関する目標（作付面積・飼養頭数・作業受託面積）
- ② 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入・ほ場連坦化・新技術の導入等）
- ③ 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳等）
- ④ 農業従事の態様の改善の目標（休日制の導入等）

4 認定の時期はいつ？



問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2244）

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

目標を可能にする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市の優良事例等を踏まえつつ、本市における主

要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(営農類型の指標)

営農類型	経営規模	生産方式
水稲専作 (加工用米)	<作付面積等> 普通期水稲(大規模) 12.0ha 普通期水稲(焼酎麴用米) 3.0ha 普通期水稲(収穫作業受託) 5.0ha <経営規模> 15.0ha	<主な資本装備> 乗用田植機 6 条 <その他> ・ほ場の集団化 コンバイン 4 条 ・グレンタンク方式 トラクター 乾燥機
水稲専作 (WCS)	<作付面積等> 普通期水稲(大規模) 12.0ha 普通期水稲(WCS) 3.0ha 普通期水稲(収穫作業受託) 4.5ha <経営規模> 15.0ha	<主な資本装備> 乗用田植機 6 条 <その他> ・ほ場の集団化 コンバイン 4 条 ・グレンタンク方式 トラクター 乾燥機
水 稲 + 大 豆	<作付面積等> 普通期水稲(大規模) 12.0ha 普通期水稲(収穫作業受託) 4.0ha 大 豆 3.0ha <経営規模> 15.0ha	<主な資本装備> 乗用田植機 6 条 <その他> ・ほ場の集団化 コンバイン 4 条 ・グレンタンク方式 トラクター 乾燥機 大豆関係管理機(共同利用、収穫調整は委託)
露地野菜 + 水 稲	<作付面積等> 根深ねぎ 1.0ha 普通期水稲(中規模) 7.0ha <経営規模> 8.0ha	<主な資本装備> トラクター <その他> ・ねぎの育苗定植委託 管理機 ・ほ場の集団化 茎葉処理機 田植機 自脱型コンバイン
	<作付面積等> かぼちゃ(小型トンネル) 1.1ha かぼちゃ(抑制) 2.1ha 普通期水稲(中規模) 7.0ha <経営規模> 10.2ha	<主な資本装備> トラクター <その他> ・かぼちゃの育苗委託 管理機 ・ほ場の集団化 田植機 自脱型コンバイン ※臨時雇用の確保が必須条件
露地野菜 2品目 + 水 稲	<作付面積等> 根深ねぎ 0.6ha かぼちゃ(小型トンネル) 1.0ha 普通期水稲(中規模) 7.0ha <経営規模> 8.6ha	<主な資本装備> トラクター <その他> ・ねぎの育苗定植委託 管理機 ・かぼちゃの育苗委託 茎葉処理機 ・ほ場の集団化 田植機 自脱型コンバイン
	<作付面積等> かぼちゃ(小型トンネル) 0.5ha ごぼう(秋まき) 1.5ha 普通期水稲(中規模) 7.0ha <経営規模> 9.0ha	<主な資本装備> トラクター <その他> ・かぼちゃの育苗委託 管理機 ・ほ場の集団化 田植機 自脱型コンバイン
生産牛 + 水 稲	<作付面積等> 生産牛 35 頭 普通期水稲(中規模) 4.0ha <経営規模> 飼料畑、水田 9.0ha 牛舎面積 1,000 m ²	<主な資本装備> 簡易開放牛舎 <その他> ・良質飼料の確保 堆肥舎 ・ほ場の集団化 トラクター ロールベラー 田植機、自脱型コンバイン ※事業導入により初期費用の圧縮を図る

参考：農業経営基盤の強化の促進に関する伊佐市基本的な構想より抜粋

9 農地の取得等について

◇農地の取得や借り入れについては、就農を希望する市町村の農業委員会に相談しましょう。

農地の取得や借入をする場合は、農地法に基づく許可や農地中間管理事業の推進に関する法律（農地中間管理事業）に基づく認可が必要ですが、許可等を受けるためには、それぞれの法律に基づく要件を満たさなければなりません。

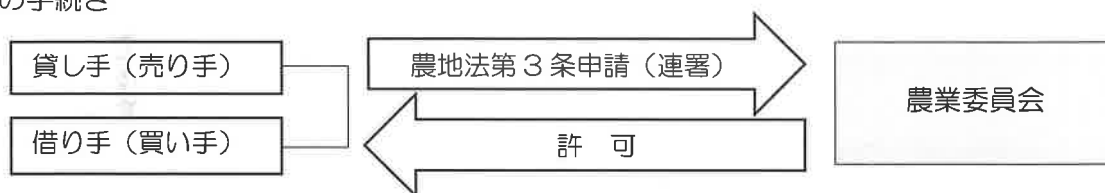
農地の貸借（売却）情報も含め、お早めに就農希望先の市町村農業委員会や農政担当課に相談されることをお勧めします。

1 農地法による農地の取得

農地法は、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を促進するとともに、耕作者の地位の安定と食料の安定供給の確保を目的としています。

農地法によって農地を買い入れ又は借入使用する場合は、農地の所有者と連署で「農地法第3条許可申請書」その土地のある市町村の農業委員会に提出し、許可を受けなければなりません。

○農地法の手続き



【要件】

- ・農地のすべてを効率的に利用すること
- ・必要な農作業に常時従事すること（原則 150 日以上）
- ・周辺の農地利用に支障がないこと など

※ 詳しくは市町村農業委員会にご相談ください。

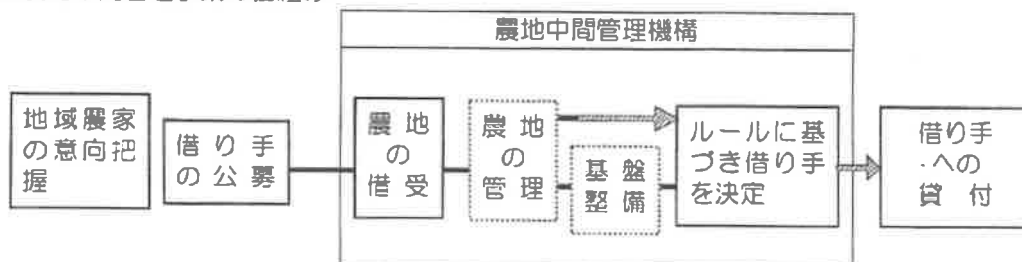
2 農地中間管理事業による農地の賃借

農地中間管理事業は、県の指定を受けた農地中間管理機構（公益社団法人 鹿児島県地域振興公社）が地域内の分散し錯綜した農地を借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手にまとまりのある形で貸し付ける事業です。

機構は、地域ごとに、定期的に農地の借受希望者の募集をおこなった後、機構に貸し付けようとする農地を一定のルールに基づき、借り受けた後、貸付先を決定します。

農地中間管理事業については、伊佐市農業委員会又は（公財）鹿児島県地域振興公社にご相談ください。

○農地中間管理事業の仕組み



※通常は、公募から貸付までに4か月程度必要です。

3 農地中間管理事業（農地売買等事業）による農地の取得

この事業は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等による効率的かつ安定的な効率的な農業経営の育成を図ることを目的として、農家ではない農地所有者や、規模縮小や離農しようとする農家から、農地バンクが農用地等を買入れて、担い手へ売り渡す事業です。

なお、下記の農地要件、担い手要件を全て満たし農業委員会からのあっせんによるものが対象となります。（所有者から買入れ～売り渡しまでの期間は原則6か月以内です。）

●農地要件

- （1）農用地区域内の農用地等であること。
- （2）農地代金が対象農地の近傍類似価格に準ずること。
- （3）所有権登記が完了しており、抵当権等の権利設定がされていないこと。

●担い手要件

- （1）認定農業者や認定新規就農者等の担い手であること。
- （2）農地取得後の経営面積が概ね 1ha 以上の団地を形成すること。
- （3）資金計画が明確であり、購入資金の準備が整っていること。

【お問合せ先】

◆伊佐市農業委員会

〒895-2701 伊佐市菱刈前目 2106 番地 ☎ 0995-26-1571

◆（公財）鹿児島県地域振興公社

〒892-0821 鹿児島市名山町 4-3 ☎ 099-223-0223